
定 款

平成26年8月25日 認証

平成27年6月13日 改正

平成28年6月4日 改正

平成29年6月10日 改正

令和元年6月1日 改正

一般社団法人 三田空手会

一般社団法人 三田空手会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人三田空手会（略称「三田空手会」）と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、日本の空手道の祖・船越義珍先生の教えを受け継ぐ慶應義塾體育會空手部及びこれに準じる団体を後援し、空手道の普及・指導を通して広く青少年の健全教育に貢献すると共に、老若男女を問わず幅広い年齢層へ空手道を普及・発展させ、もって社会全体の利益となることを目指すことを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 空手道の振興並びに選手及び指導者の育成事業
- (2) ホームページの運営及び会報誌の発行事業
- (3) 空手道の競技及び大会等の開催事業
- (4) 青少年等への空手道指導事業
- (5) 国内外への選手、空手道指導員及び役員等の派遣並びに交流事業
- (6) 空手道に関する調査研究事業
- (7) 空手道の級・段位等の審査及び認定事業
- (8) 損害保険の代理店及び生命保険募集に関する事業
- (9) 会員間の相互扶助及び親睦のための事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(会員の資格及び社員)

第6条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者
- (2) 正会員
 - ①慶應義塾大学の卒業生であつて、同大学卒業時に慶應義塾體育會空手部又は慶應義塾大学医学部體育會空手部に在籍していた者
 - ②慶應義塾大学その他の慶應義塾の設置する学校の空手部又はこれに準じる団体に在籍したことがあり、正会員2名以上の推薦を受けた者
 - ③当法人の理事会の決議により承認を受けた者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 特別会員 慶應義塾大学その他の慶應義塾の設置する学校の教員等として在職した者又は在職している者で、会長の推薦を受けた者
- (5) 学生会員 慶應義塾體育會空手部、慶應義塾医学部體育會空手部、慶應義塾大学その他の慶應義塾の設置する学校の空手部又はこれに準じる団体に在籍する者で、理事会の承認を得た者

2 代議員は、第14条に掲げる事由により退会した場合は、法人法上の社員としての地位を喪失し、退社するものとする。

(代議員の選出)

第7条 この法人の代議員（以下「社員」に同じ。）は、概ね正会員15人に1人の割合をもって選出する。端数等の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 3 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
- 5 第2項の代議員選挙において、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）、責任追及の訴え（法人法第278条）及び役員解任の訴え（法人法第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

（補欠代議員の予選）

第9条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

（1）当該候補者が補欠の代議員である旨

（2）当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

（3）同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠代議員の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（正会員の権利）

第10条 正会員は、法人法に規定された次に掲げる権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

（1）法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (4) 法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

（入 会）

第11条 当法人の成立後会員（第6条第1項第2号ないし同項第5号に定める者をいう。以下同じ。）となるには、理事会の定めるところにより入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

（会費の支払義務）

第12条 正会員は、総会の定める額の会費を支払わなければならない。

- 2 前項の会費は、社員（代議員）については法人法第27条に規定する経費とする。
- 3 賛助会員、特別会員及び学生会員が支払うべき会費その他の取扱いは、理事会で定めるところによる。

（会員名簿）

- 第13条 当法人は、正会員及び社員（代議員）の氏名及び住所等を記載した「会員名簿」（この名簿は、法人法上の「社員名簿」を兼ねるものとする。）を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の会員及び社員（代議員）に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所、又は会員若しくは社員（代議員）が当法人に通知した居所若しくはEメールアドレスにあてて行うものとする。

（退会）

第14条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員による退会の申し出
- (2) 死亡、失踪宣告
- (3) 総社員（総代議員）の同意

(4) 除名

- 2 前項第1号の退会の申出は、1か月前にするものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 3 第1項第1号による退会の申出の場合において、既に支払った会費の払戻しはしない。
- 4 会員の除名は、当法人の名誉を毀損し、その品位を汚損する等正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 総会

(招 集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- 2 総会は、社員（代議員）によって構成する。
- 3 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 4 次に掲げる場合には、会長は、臨時総会を招集することができる。
 - (1) 理事会が招集を決議したとき
 - (2) 総社員（総代議員）の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員（代議員）が必要と認めたとき
- 5 総会は、次の事項について議決又は承認する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 事業計画の決定
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額
 - (6) 会員の会費の額
 - (7) その他重要な事項
- 6 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれを招集する。
- 7 総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員（代議員）に対して書面又は電磁的方法で招集通知を発するものとし、各社員（代議員）に応じて、いずれかの方法を選択することができるものとする。ただし、電磁的方法による場合には、当該社員の承諾を得なければならない。

(議 長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わる。

(決議の方法)

第 17 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（総代議員）の議決権の過半数を有する社員（代議員）が出席し、出席した当該社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総社員（総代議員）の半数以上であって、総社員（総代議員）の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 除名（法人法第 30 条第 1 項）
- (2) 監事の解任（法人法第 70 条第 1 項）
- (3) 役員等の責任の一部免除（法人法第 113 条第 1 項）
- (4) 定款の変更（法人法第 146 条）
- (5) 事業の全部の譲渡（法人法第 147 条）
- (6) 解散及び継続（法人法第 148 条第 3 号、第 150 条）
- (7) 吸収合併契約の承認及び新設合併契約の承認（法人法第 247 条、第 251 条第 1 項、第 257 条）

(議決権の代理行使)

第 18 条 社員（代議員）は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会の決議の省略)

第 19 条 理事又は社員（代議員）が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員（代議員）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した代表理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に

備え置くものとする。

(傍 聴)

第 21 条 社員（代議員）以外の全ての正会員は、議長が会場の都合その他正当な理由をもって傍聴を制限した場合を除き、総会を傍聴することができる。

第 4 章 役員

(理事の員数)

第 22 条 当法人の理事の員数は、3 名以上 20 名以下とする。

(監事の員数)

第 23 条 当法人の監事の員数は、3 名以下とする。

(理事の資格)

第 24 条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事及び監事の選任の方法)

第 25 条 当法人の理事及び監事の選任は、総会において総社員（総代議員）の議決権の過半数を有する社員（代議員）が出席し、出席した当該社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事及び業務執行理事)

第 26 条 当法人に会長 1 人、副会長 3 人以下、常任理事 3 人以下を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 会長及び副会長は、法人法上の代表理事とする。

3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

5 常任理事は、法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員の実任の免除)

第 28 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、社員（代議員）のほかすべての正会員の同意がなければ、これを免除することができない。

(役員の実任)

第 29 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(相談役)

第 30 条 当法人に、相談役を置くことができる。相談役は、会長又は副会長を退任した者の中から、理事会でこれを選出し、会長がこれを任免する。

2 相談役は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をする。

3 相談役は無報酬とする。

第 5 章 理事会

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により副会長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第 32 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催す

ることができる。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故又は支障があるときは、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順位により 副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 35 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 36 条 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 委員会

(委員会)

第 38 条 この法人は、理事会の決議により空手部昇級昇段審査委員会その他の委員会(以下本条において「委員会等」という。)を設置することができる。

2 委員会等の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了するものとする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第 40 条 会長及び副会長は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 41 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第 42 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 8 章 解散及び清算

(解散の事由)

第 43 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議
- (2) 社員（代議員）が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

順位	選手名	得点
1	奈藏 宣久	10
2	近藤 彰郎	7
3	奈藏 稔久	5

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	奈藏	宣久	近藤	彰郎	奈藏	稔久
	小柴	義寛	川上	俊博	濱口	隆弘
	和田	光二	末弘	秀人	村田	利衛
	豊田	浩	玉田	一敬	宮島	司
設立時監事	神保	二郎	西村	弘	横瀬	大輝

設立時代代表理事（会長） 奈藏 宣久

設立時代表理事（副会長）近藤 彰郎

設立時代代表理事（副会長）奈藏 稔久

(最初の事業年度)

第 47 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 48 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附則

この定款は、平成27年6月13日から施行する。

附則

この定款は、平成28年6月4日から施行する。

附則

この定款は、平成２９年６月１０日から施行する。

附則

この定款は、令和元年６月１日から施行する。

本書は当法人の定款に相違ありません。

令和元年６月１日 一般社団法人三田空手会 代表理事 奈藏稔久